

## 第 1 約束期間におけるインベントリの審査について

京都議定書では、附属書 I 国の削減約束の達成状況の指標となる各国から報告される温室効果ガスインベントリの公正さを保持するため、提出された各国のインベントリを他国の専門家チームが審査することとなっている。

### (1) 審査事項・審査プロセス

第 1 約束期間におけるインベントリは、京都議定書第 8 条及び「議定書第 8 条に基づく審査のためのガイドライン」<sup>1</sup>の規定に従い、専門家審査チームによって内容を審査される（8 条審査）。

8 条審査は一次チェック（インベントリの形式上の不備のチェック）と個別インベントリ審査の 2 段階に分かれており、個別インベントリ審査は「机上審査」「集中審査」「訪問審査」の 3 つの種類に分かれている。そのうちインベントリの内容を最も細部にわたり精査される審査が、当該国を専門家審査チームが訪問して実施される訪問審査である。

年次インベントリ審査は原則的に机上審査又は集中審査として実施されるが、第 1 約束期間中の特記事項として、附属書 I 国は第 1 約束期間の 5 回の審査のうち少なくとも 1 回は訪問審査を受けることとされている。なお、第 1 約束期間のうちどの年のインベントリが訪問審査の対象となるかについては定められていない。<sup>2</sup>

### (2) 京都議定書第 5 条 2 に基づく「調整」について

審査対象国のインベントリに不備が発見された場合には、審査員たる専門家審査チームが、当該インベントリの内容を強制的に修正することができる。

この専門家審査チームによるインベントリ修正の手続きが、京都議定書第 5 条 2 に基づく「調整」であり、「京都議定書第 5 条 2 に基づく『調整』の技術的指針」<sup>3</sup>により、その具体的な方法が定められている。

「調整」は、専門家審査チームが、審査対象国のインベントリを不完全である、または、「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」及び「グッドプラクティスガイダンス」に基づいていないと判断し、かつ、これらのガイドラインに準拠して算定される値よりも不当に有利な値を対象国が報告したと判断した場合に適用される可能性がある。

「調整」の手順は、

- IPCC の提供する標準方法（Tier 1）のデフォルト値を適用する
- 排出・吸収量を外挿する
- 国際統計などの既存値から推計する
- GDP や人口など、関連する指標から推計する
- 地域性などを考慮し、類似の国のデータから推計する

といった簡単な推計手法により、原則としてより安全に排出・吸収量を修正（約束期間中の年次インベントリにおいては、より排出量が増え、より吸収量が減るように）した後、さらに、安全係数を乗じるというもの。

<sup>1</sup> 第 1 回京都議定書締約国会合（CMP 1）決定 22 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 22/CMP.1, Annex]。

<sup>2</sup> CMP 1 決定 22 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 22/CMP.1, Annex] パラ 55。

<sup>3</sup> CMP 1 決定 20 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 20/CMP.1, Annex]。

安全係数は、専門家審査チームによる調整の結果が当該国にとって不当に有利とならないことをさらに保証するために適用される係数であり、ガスごと、区分ごとに設定されている（例えば、燃料の燃焼に伴う産業部門からの CO<sub>2</sub> については、第 1 約束期間中の CO<sub>2</sub> 排出量に 2% を乗じることが定められている）。

### (3) 第 1 約束期間の削減目標達成の可否の評価

京都議定書第 3 条 1 に定められた削減目標達成の可否は、第 1 約束期間のインベントリ総ての提出終了後（第 1 約束期間最終年である 2012 年のインベントリ提出期限は 2014 年 4 月 15 日）、専門家審査チームによる審査を受け、約束達成のための追加期間を経た後に決定する。この追加期間とは、不遵守の恐れがある附属書 I 国が目標を達成するために排出量取引制度を使って京都クレジットを取得するための期間のことであり、専門家審査チームによる審査終了のために京都議定書締約国会合が設定する日から 100 日後までとされている。<sup>4</sup> この追加期間終了後、附属書 I 国は、「約束達成のための追加期間満了後の報告書」を条約事務局へ提出しなければならない（2015 年 7 月頃）。<sup>5</sup>

第 1 約束期間の削減目標達成の可否は 2008 年から 2012 年の排出・吸収量に関するインベントリのみで審査されるのではなく、この最終報告書も含めて審査されることになる。約束達成のための追加期間満了後の報告書の審査は、同報告書の提出期限から 14 週間以内で完了することになっている。<sup>6</sup>

審査報告書は京都議定書締約国会合及び遵守委員会に提出される<sup>7</sup>。審査報告書において不遵守の疑義<sup>8</sup>が生じておらず、かついかなる締約国からも特段の疑義が提起されなければ、削減目標は遵守されたとみなされるものと考えられる<sup>9</sup>。

審査報告書において不遵守の疑義が指摘されている場合、その問題は遵守委員会の執行部へ回送され審理される。執行部の審理により不遵守の疑義に関する判定が行われるまで、最長で 9 ヶ月程度の時間を要する。遵守委員会執行部による判定後、45 日以内に当該国が京都議定書締約国会合に異議を唱えなければ、その判定で確定する。異議を唱えた場合、京都議定書締約国会合は、当該異議申立ての後の最初の会合においてその申立てを検討する。その会合に出席し投票した締約国の 4 分の 3 の合意が得られた場合、当該申立ての案件に関する遵守委員会執行部の判定は無効となり、執行部に差戻され再審理となる。<sup>10</sup>

<sup>4</sup> CMP 1 決定 27 附属書、XIII（約束達成のための追加期間） [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3 Decision 27/CMP.1, Annex, XIII (Additional period for fulfilling commitments)]。

<sup>5</sup> CMP 1 決定 5 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1 Decision 5/CMP.1 Annex] パラ 59、CMP 1 決定 15 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2 Decision 15/CMP.1 Annex] パラ 20、並びに CMP 1 決定 13 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2, Decision 13/CMP.1] パラ 3 及び同決定 13 附属書 [Annex] パラ 49。

<sup>6</sup> CMP 1 決定 22 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 22/CMP.1, Annex] パラ 94。

<sup>7</sup> CMP 1 決定 22 附属書 [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 22/CMP.1, Annex] パラ 49、94。

<sup>8</sup> 不遵守に関わる問題は、「実施上の疑義 (Question of implementation)」として審査報告書に明記される。なお、審査のプロセスとは別に、締約国が自国あるいは他の締約国に関する「実施上の疑義」を遵守委員会に申し立てることも認められている。(CMP 1 決定 27 附属書、VI (意見の具申))

<sup>9</sup> 京都議定書の下での遵守に関する手続きとメカニズム (CMP 1 決定 27) には、遵守したことを確定する手続きに関する明確な記述はない。

<sup>10</sup> CMP 1 決定 27 附属書、VII (割振り及び予備的調査)、IX (執行部に関する手続)、及び XI (異議申立て) [FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3, Decision 27/CMP.1, Annex, VII (Allocation and preliminary examination), IX (Procedures for the Enforcement Branch), XI (Appeals)]。